広域連携の仕組み等について

- 複数の都道府県にまたがる事務のうち社会資本整備以外の事務については、 その多くが情報の共有により各都道府県ごとに実施することが可能。
- 都道府県間の調整を要する事務や複数の都道府県にまたがる社会資本整備については、 広域連合又は協議会(自治法上又は任意)の設置により対応可能と考えられる。 (大半の事務は協議会の設置により対応可能)
- 協議会は個別課題への機動的な対応が可能であり、広域連合は包括的な事務の処理に適している。 こうした特性を踏まえ、移管事務にふさわしい広域連携の仕組みを選択する必要がある。
- 複数県域にわたる主な事務の例

複数都道府県にまたがる国道の整備・管理

実施する事業は都道府県で 完結すると考えられる



移管事務は単独の都道府県で受け入れ、 都道府県間の連絡調整は協議会で対応。



ケース1

複数都府県にまたがる河川の整備・管理

治水・利水にかかる上下流の利害調整や 大規模災害への対応などの課題がある



責任所在の明確化、住民不安解消の面で 法人格を持ちガバナンスの仕組みも備えた 広域連合が望ましいが、協議会による対応 も可能と考えられる。



事業が複数都府県に及ぶ事業者の許認可・処分等

複数都道府県にまたがる広域的事案への 迅速・的確な対応を図る仕組みが必要

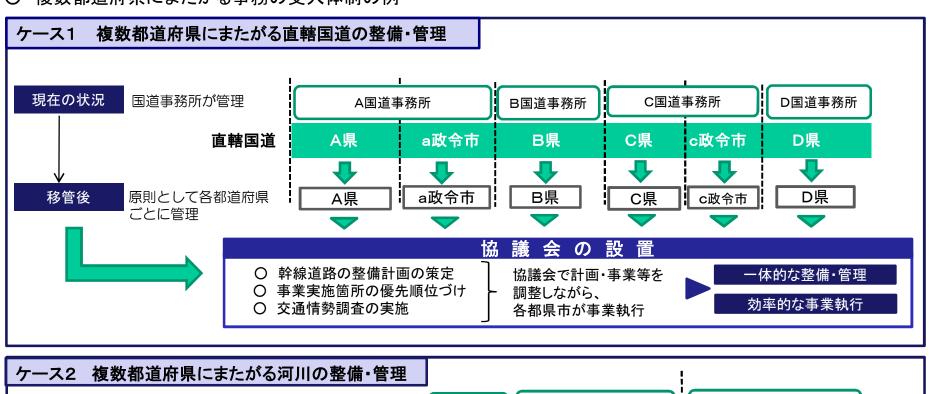


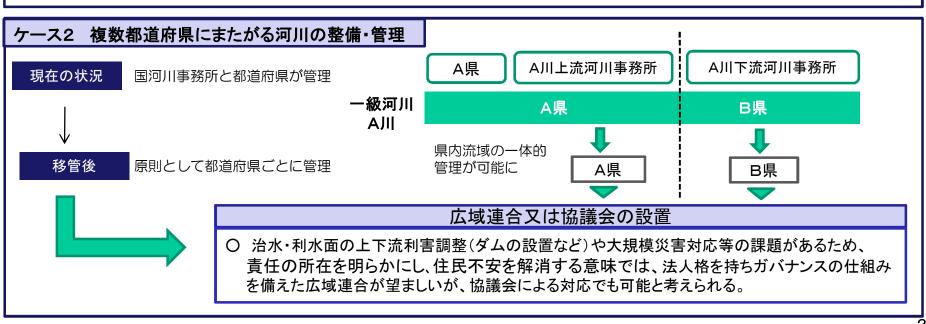
関係都道府県間の情報共有や、 域外権限の付与による対応等が考えられる。



ケース3

〇 複数都道府県にまたがる事務の受入体制の例





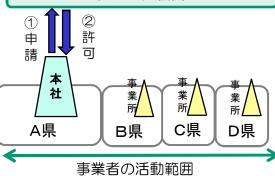
ケース3 事業範囲が複数都道府県にまたがる事業者の許認可・処分等

許認可

現在の状況

A県に本社のある事業者がA~D県で活動している場合、国の出先機関に許可申請。

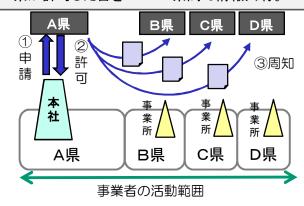
国の出先機関





事務移管後

A県に本社のある事業者はA県に許可申請。 A県が許可した旨をB・C・D県間で情報共有。

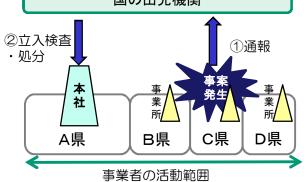


検査・処分

現在の状況

A県に本社のある事業者がC県で不正行為をした場合、国の出先機関が立入検査・処分。

国の出先機関





事務移管後

域外権限を付与

事案が発生したC県がA県の本社に立入検査・処分。

